

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第36号	
事故等名	貨物船第三新栄丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年7月2日08時00分ごろ	
発生場所	姫川港沖防波堤東灯台から真方位222° 0.96海里 (北緯37° 02' 24"、東経137° 50' 10")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月27日仙台・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、12月1日船長への運航及び損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 貨物船 第三新栄丸 497トン 船舶番号 135115 船舶所有者 有限会社島崎海運	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、京都府宮津港において天然砂の代替品として製造された加工砂であるナスサンド1,600トンを積み、船首3.8m、船尾4.9mの喫水で同港を発し、新潟県姫川港北ふ頭に、サイドスラスタを使用して接岸中、平成20年7月2日08時00分ごろ、船首部サイドスラスタ付近に強い衝撃を感じたので、スラスタを停止した。その直後船尾プロペラ付近に再度強い衝撃を感じた。接岸後点検したが船体に異状は発見されず、航海も支障なかった。 当時、天候は晴で、風力4の北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし なし 本船は、サイドスラスタと船尾プロペラが何らかの水中浮遊物に接触した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、サイドスラスタと船尾プロペラが何らかの水中浮遊物に接触したため、強い衝撃が生じたことにより発生した可能性が考えられる。	
その他の事項	なし	